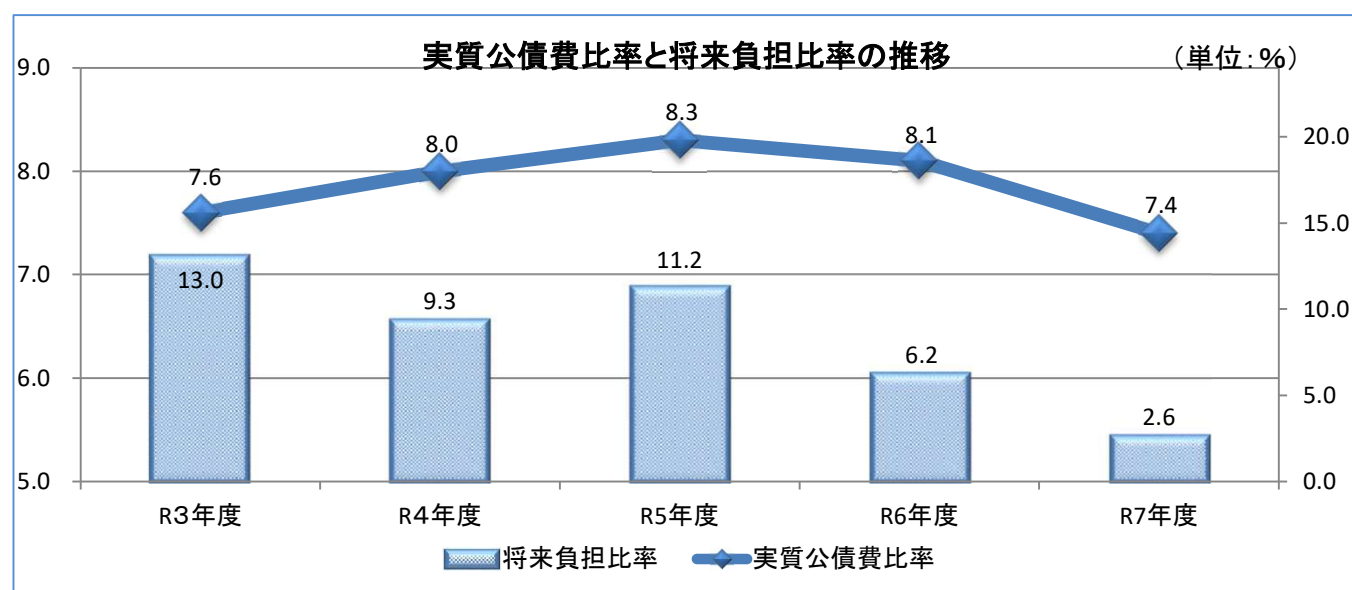


甘楽町の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

令和7年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等（財政指標）を算定し、次のとおり算定結果がまとまりましたので報告します。

財 政 指 標		健全化判断 比率等	総務省が定める基準		備 考
			早期健全化 基 準	財政再生 基 準	
実 質 赤 字 比 率		—	15%	20%	実質赤字はありません。
連 結 実 質 赤 字 比 率		—	20%	30%	連結実質赤字はありません。
実 質 公 債 費 比 率		7.4%	25%	35%	普通交付税の増及び元利償還金の減により、実質公債比率は前年と比較し約0.7ポイント減少しました。
将 来 負 担 比 率		2.6%	350%	—	地方債残高の減、各種基金の増、基準財政需要額の増などにより、前年度より3.6ポイントの減少となりました。
資金不足比率	水道事業	—	20%	—	資金不足は実質黒字のため比率はありません。
	下水道事業	—			



1. 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計や特別会計(国民健康保険事業・介護保険事業特別会計など)について、歳出に対する歳入の不足額(実質赤字額)を、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模(※1)で割った比率です。

(2) 連結赤字比率

公営企業会計を含む町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、標準財政規模で割った比率です。

(3) 実質公債費比率

一般会計や公営企業会計などの公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とした額で割った比率で、過去3年間の平均値です。

(4) 将来負担比率

地方債の残高や退職手当支給予定額など、将来負担することとなっている額(将来負担額)を、標準財政規模を基準とした額で割った比率です。

(※1) 標準財政規模とは

地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金や地方譲与税などを合わせた額で、その団体の一般財源の規模を表すものです。本町の令和7年度標準財政規模は4, 073, 720千円です。

2. 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額を事業規模で割った比率です。対象となる会計は、甘楽町水道事業会計、甘楽町公共下水道事業ですが、資金不足は発生していません。